

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで
私は、A社において平成5年10月から7年2月28日まで働いた。

しかし、厚生年金保険の加入記録によると、資格喪失日が平成7年2月28日となっており、同年2月分の記録が無い。私は、同年2月28日まで働いた記憶があり、資格喪失日は同年3月1日であるので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者資格の記録により申立人はA社に平成7年2月28日まで勤務していたと推認できる。

また、申立事業所の元代表取締役は「業務を通常どおり行っており、厚生年金保険料を控除していた。」と供述している上、元従業員が保管していた平成7年2月の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されてはならず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成7年1月の標準報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所(当時)において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

私は、A事業所に昭和62年11月30日まで勤務していた。

年金事務所の記録では、資格喪失日が昭和62年12月1日ではなく同年11月30日とされ、同年11月の厚生年金保険の記録が無い。

資格喪失日は同年12月1日であり、申立期間の保険料が給与から控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者資格の記録により、申立人がA事業所に同年11月30日まで勤務していたことが推認できる。

また、元同僚が保管していた当時の給与支払明細票により、申立事業所は当月支払の給与から当月の厚生年金保険料を控除していたことが推認できる上、申立期間当時、申立事業所で社会保険関係及び給与事務を行っていた元担当者は、「給与は当月20日締めで25日支払、その給与から当月分の厚生年金保険料を控除していた。自分が申立人の厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たのだと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所の昭和62

年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が昭和 62 年 11 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社B事業所で、平成4年3月31日まで派遣社員として働いていた。

平成4年4月分の給与から同年3月分の厚生年金保険料が控除されている上、雇用保険の離職票には離職日が同年3月31日と記載されているのに、社会保険事務所(当時)の記録では、離職日と同日に資格を喪失したことになる。納得がいかないので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険被保険者離職票から判断すると、申立人がA社B事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年4月分の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、システム変更に伴い記録は確認できないとしているが、事業主が資格喪失日を平成4年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和45年4月1日から同年9月30日までA社に勤務し、翌日から次の会社へ就職しているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が同年9月1日までとなっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人が退職したとしている昭和45年9月30日前後の同年4月1日から46年12月31日までの間に各月の1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚14人のうち、雇用保険の記録が確認できる9人の離職年月日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前日となっていることが確認できることから、申立期間当時、申立事業所においては、雇用保険と厚生年金保険の届出は一連の事務処理として行われていたものと推認される。

さらに、申立人は、「申立事業所に勤務していた期間について、雇用形態及び業務内容に変更は無かった。」と供述しており、また、同僚38人に照会したところ25人から回答があり、「申立人を覚えている。」としている8人のうち1人は、「申立人に対し、半年で辞めるのかと聞いたことがある。申立人が申立事業所に勤務していた期間について、雇用形態及び業務内容に変更は無かつ

た。」としていることから、申立人は申立事業所において継続して勤務し、勤務形態及び業務内容に変更が無かったと推認できることから、申立期間において、継続して厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る昭和45年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書によると、事業主は申立人に係る資格喪失日を昭和45年9月1日として届け出ていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和49年1月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年8月及び同年9月の標準報酬月額については、7万2,000円、同年10月から同年12月までは8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から49年2月1日まで

私は、昭和48年4月から49年1月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、48年8月31日までとなっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間に申立事業所で継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立事業所は昭和48年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年8月31日とする届出が、その5か月後の49年1月31日になされていることが確認できる上、48年10月の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿によると、昭和49年1月31日付けで、申立人以外に33人の被保険者が、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった48年10月31日以前の日付に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、そのうちの19人は、同年7月の月額変更及び同年10月の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

さらに、同僚の供述により、申立事業所は、昭和48年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も5人以上の従業員が継続して勤務していたことが推認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満た

していたと認められることから、申立事業所が適用事業所でなくなったとする処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和48年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失処理が行われた49年1月31日とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和48年8月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、同年8月及び同年9月は7万2,000円、同年10月から同年12月までは8万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和49年1月31日から同年2月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所における同僚から提出された昭和49年2月1日付けの申立事業所発行の健康保険厚生年金保険脱退証明書によると、申立事業所は、当該同僚が同年1月31日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが記載されており、また、当該同僚によると、上記脱退証明書は、当時の社員全員に交付されたと供述していることから、申立事業所では、申立人を含む全社員の被保険者資格を同年1月31日に喪失させる取扱いを行ったものと推認できる。

また、当該同僚が所持する昭和48年11月分及び49年1月分から同年3月分までの期間の給料明細書によると、同年1月以降の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できることから、申立人も当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年9月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から49年9月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和43年10月頃、A市（現在は、B市）の国民年金係から呼出しを受けたことを契機に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料については民生委員をしていた集金人に毎月自宅において現金納付していた。

このように申立期間の国民年金保険料は毎月納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和43年10月頃、A市の窓口で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出管理簿による申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は51年8月に払い出されたものと推認される上、申立人の国民年金被保険者台帳により51年4月から同年7月までの国民年金保険料を現年度納付し、同年8月からの保険料は付加保険料も加えて現年度納付していることが確認でき、付加保険料は、制度上、その申出をした日の属する月以降の各月について納付できることを踏まえると、申立人は51年8月に国民年金の加入手続を行い、43年10月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられ、申立人の主張する加入時期と異なる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を、毎月自宅にきていた集金人に現金納付していたと主張しているが、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続は、昭和51年8月に行われたものと考えられ、当該加入時点では、申立期間①のうち、43年10月から49年6月までの国民年金保険料は時効により

納付できない上、申立期間①のうち、49年7月から同年9月までの期間及び申立期間②の保険料は過年度保険料となるため、集金人による納付はできない。

さらに、B市役所に、旧A市における国民年金保険料の集金人制度について照会したが「当時の関係書類は廃棄済みのため不明。」と回答しており、申立人の主張する保険料集金等の実態について確認することができない。

なお、申立人の国民年金被保険者台帳により、申立人は申立期間①直後である昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は国民年金の加入手続後に申立期間②を含む49年10月から51年3月までの保険料について過年度納付書の交付を受けたものと考えられるが、当該被保険者台帳では申立期間②について国民年金保険料が納付された形跡は確認できない上、当該被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、不自然な箇所は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月から55年3月まで

私は、昭和50年3月にA地の短大を卒業し、同年4月から家業を手伝うため帰郷した。私の国民年金の加入手続は、私の母親が、私の20歳の誕生月の昭和50年*月頃にB市役所で行い、その際、交付された年金手帳を私は今も所持している。

また、私の同級生は短大を卒業後、昭和52年から国民年金に加入しているが、年金手帳の番号が私の番号の方が若いので50年6月に加入手続を行ったと思う。

当時、私の両親は国民年金に加入している上、今までに税金や国民年金保険料の未納は一度も無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月23日に払い出されたことが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号(*)の直前に、同年6月19日を資格取得日とする任意加入者が確認できることから、申立人の母親は、同年6月以降に申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立人の20歳到達時(昭和50年*月*日)に遡って被保険者資格を取得したものと推認され、加入手続を行った時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、「保険料を口座振替により納付していた時期の記憶は鮮明だが、加入手続を行った頃のことはよく覚えていない。」としており、申立人の国民年金加入当時の記憶が明確ではない。

さらに、申立人は昭和 52 年に国民年金に加入している申立人の同級生の国民年金手帳記号番号より、申立人の番号が若いことから、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったのは 50 年 6 月頃であると主張しているが、50 年 6 月頃に払い出された番号は*番台から*番台であり、申立人の所持する年金手帳の番号(*)と大きく相違している上、申立人の同級生の番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、昭和 55 年 12 月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1339 (事案 408 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和58年9月から59年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和55年3月から59年8月まで

私は、昭和52年4月に新居に移った頃に、近所の方から勧誘があり、国民年金に加入し、保険料を納付していたが、55年3月から58年8月までの期間が未納となっている。

当該期間において、夫の年金手帳には、集金人であったA氏が「55.6.24 11,310,- 領収」と記載していることが確認できるが、私は、所持していた3冊の年金手帳を平成13年2月にB市C支所で1冊にまとめてもらっており、その際、処分してもらった2冊の年金手帳のいずれかにより、申立期間に係る納付が確認できたはずである。

また、昭和58年9月から59年8月までの期間は、私は夫と同様に国民年金の免除申請をしたにもかかわらず、年金記録上は、未納期間となっている。

私の昭和55年3月から59年8月までの国民年金記録の訂正について再審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする夫については、昭和58年9月から59年8月までの間、国民年金保険料を申請免除しているため、当該12か月について申立人分の保険料のみを納付したとの申立ては不自然であること、ii) 申立人は、毎回夫婦併せて1万円弱ぐらいの保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間当時は3か月ごとの納付であり、1回分(夫婦二人の3か月分)がおおよそ2万円から3万5,000円程度であったことから、申立金額と大きく異なるこ

と、iii) 申立人の厚生年金保険から国民年金への切替えは、申立期間を含めて3回あるが、1回目(昭和49年1月)は国民年金への加入手続を行っておらず、2回目(昭和50年5月)は10か月後(昭和51年3月頃)に資格取得手続を行うなど切替手続を適切に行っていないこと、iv) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間前後での申立人の住所変更も無く申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、当初、昭和55年3月から60年6月までを申立期間としていたところ、59年9月から60年6月までの期間については、納付の記憶が定かでないとして、当該期間を除く55年3月から59年8月までの期間について申し立てており、このうち、58年9月から59年8月までの期間について、当初納付していたとしていたところ、免除期間であったと申立内容が変遷している。

また、申立人は、変更後の申立期間について、申立人の夫が所持する年金手帳には集金人が記入した領収に関するメモ書き(55.6.24 11,310,- 領収)があるので、申立人がかつて所持していた年金手帳にも同様の記載があったはずであるとしており、昭和58年9月から59年8月までの期間は、夫と同様に免除申請をした期間であると主張している。

しかしながら、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和54年7月1日(昭和60年9月2日に、資格喪失日を54年8月1日に訂正済み。)に資格を喪失していることが確認でき、その後、国民年金に再度加入した形跡が確認できないことから、申立期間は未加入期間となっていたものと考えられる上、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳には、50年4月から60年3月までの納付記録等が記載されていることを踏まえると、オンラインによる記録管理に切り替えた日以降に、国民年金の加入手続を行い、資格取得日が55年3月1日とされたものと推認できることから、申立人は、申立期間において、保険料の納付及び免除の申請をすることはできない。

また、上記のメモ書きは、昭和55年4月から同年6月までに係る申立人の夫の保険料を同年6月24日に集金人が領収したことを示すものであり、当該期間は納付済期間として申立人の夫の年金記録に反映されているところ、申立人が所持していた年金手帳に、夫と同様のメモ書きがあったか否かは確認することができない上、上記のメモ書きを記入したA氏は、当時の集金方法等について具体的に記憶しておらず、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと

から、申立人が申立期間のうち、昭和 55 年 3 月から 58 年 8 月までの期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が、申立期間のうち、同年 9 月から 59 年 8 月までの期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和60年7月から61年2月まで

私は、勤務先が倒産した後、国民健康保険への切替えが必要だと考え、昭和60年8月中旬、妻に依頼して、A市B区役所で国民健康保険への加入手続を行ってもらったところ、その際、妻は、私がそれまで加入していなかった国民年金への加入手続も一緒に行ってくれたはずである。

また、私の妻は、国民年金保険料を納付する際、必ず夫婦二人分を一緒に納付し、自分の分だけ納付するようなことはなかったはずであるが、申立期間は、妻は納付済みで、私は未加入とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は基礎年金番号導入前であることから、申立人が申立期間において国民年金に加入した場合は、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立期間前後に、社会保険事務所(当時)から、申立人の当時の居住地であるA市B区に払い出された国民年金手帳記号番号を対象として、国民年金手帳記号番号払出管理簿を確認したが、申立人の名前は見当たらず、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインによる氏名検索によっても、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡はみられない上、申立人が現在保有している年金手帳を見ても、国民年金の記号・番号の記載は無く、国民年金の記録に係る「被保険者となった日」欄の最初の日付は、平成10年3月31日となっていることなどから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「私の国民年金保険料を納付した妻は、必ず夫婦二人分を一緒に納付したはずである。」と主張しているが、オンライン記録によると、

申立人及びその妻の国民年金保険料の納付年月日が同一日となっているのは、1か月(平成16年6月)のみである上、国民年金保険料を一緒に納付する機会があった13か月については、申立人及びその妻共に未納の記録となっている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻も、申立期間当時の国民年金への加入手続及び保険料の納付状況等についての記憶は定かでないとしている。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から54年3月までの期間及び同年5月から55年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から54年3月まで
② 昭和54年5月から55年5月まで

私は、申立期間①及び②当時、A社に勤務していたが、厚生年金保険に加入していなかったため、同社が私の給与から国民年金保険料相当額を生命保険料や税金等と一緒に差し引き、社長の奥様が納付してくれていたはずである。

しかしながら、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の記録から、昭和53年9月から同年10月頃に払い出されたものと推認されることから、最も早い同年9月頃に手帳記号番号が払い出されたとした場合でも、申立期間①のうち48年7月から51年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間①及び②当時からA社を退職するまでは、B市以外に住所を移していないとしていることから、B市が申立人に対して複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難く、オンライン記録による氏名検索等によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を代行納付していたとするA社の事業主の妻に照会したが、「高齢のため、当時のことは覚えておらず、

書類等も残っていない。」と回答していることから、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②当時勤務していたA社が、申立人の給与から国民年金保険料相当額を控除し、代行納付していたとした場合、申立期間①及び②の合計82か月間の長きにわたり保険料納付の記録が欠落するとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 18 日から 18 年 8 月 1 日まで

私は、平成 13 年 10 月から 5 年近く A 社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていない。自分が所持する給与明細書では厚生年金保険料が控除されていないが、同明細書に載せていないだけで引かれていたかもしれないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における申立人の雇用保険の加入記録は、平成 13 年 11 月 5 日に資格を取得し、18 年 6 月 10 日に離職となっており、申立期間の大部分の期間について申立事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が所持する平成 13 年 11 月分から 18 年 6 月分（平成 16 年 9 月分を除く。）の各月の給与明細書では、雇用保険料は控除されているものの厚生年金保険料は控除されていない上、申立人から提出された市民税・県民税特別徴収税額の通知書、申立事業所から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び B 市 C 区役所から提供のあった所得証明書に記載されている社会保険料の額は前述の給与明細書で控除されている雇用保険料額と一致している。

また、申立期間の一部である平成 17 年 12 月分から 18 年 2 月分の社会保険事務所（当時）から申立事業所に対して行われた厚生年金保険料等の徴収決定済額を検証したところ、当時の被保険者の標準報酬月額に保険料率を乗じた額で決定されていることから申立人に係る保険料の納入告知は行われていなかったことが確認できる。

さらに、申立期間の前後に申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はオンライン記録で 6 人確認できるが、申立人の名前は無く、健康

保険証番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月1日から6年2月21日まで
② 平成6年2月21日から8年2月10日まで

私は、昭和61年4月から平成6年2月20日までA社に勤めたが、5年11月から6年1月までの標準報酬月額が以前に比して少なくなっている。また、同年2月から引き続き勤めたB社での申立期間の標準報酬月額が少なく、実際に支給されていた金額と相違しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により、申立期間以前の標準報酬月額は20万円とされているが、平成5年11月1日から11万円と記録されているところ、C社（A社から名称変更）から提出された申立人に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賃金台帳の写しによると、平成5年8月から従前は20万円であった申立人の基本給が半額の10万円に下がり、算定対象月である同年8月から同年10月までの平均報酬月額も10万8,400円に下がっていることが確認でき、申立事業所が社会保険事務所（当時）に同年11月の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出したことにより、申立人の標準報酬月額が11万円に変更されたものと推認できる。

また、前記賃金台帳を検証したところ、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、D健康保険組合から提出された健康保険組合被保険者報酬月額算定変更届の写しによると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額（11万円）と同額であることが確認できる。

申立期間②について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額が 11 万円と記録されているところ、E 社（B 社の承継事業所）から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しによれば、申立事業所が社会保険事務所には 11 万円で届け出ていることが確認できる上、同社の保管する給与台帳の写しを検証したところ、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

また、同社の保管する嘱託職員（年俸制）雇用契約書の写しによると、申立人の申立期間に係る月例給与は 11 万円で契約されていることが確認できる。

さらに、F 企業年金基金の保管する申立人に係る加入台帳には、申立人の記録は平成 6 年 2 月 21 日新規開始、基準給与 11 万円、8 年 2 月 10 日 65 歳喪失と記載されていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 15 日から 46 年 4 月 27 日まで
② 昭和 46 年 4 月 27 日から同年 7 月 10 日まで

年金事務所の記録では、私は、昭和 46 年 6 月 18 日にそれまで勤務した A 社及び B 社に係る厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金を受給した記録となっている。

しかし、私は、A 社を退職後、同社に係る被保険者期間について脱退手当金は受け取ったが、B 社に係る被保険者期間（申立期間①）については、脱退手当金を請求しておらず受け取った記憶も無い。

また、私は、B 社に昭和 44 年 2 月 15 日に入社して 55 年 8 月 21 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、申立期間①及び②に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人が脱退手当金の受給を認めている期間と申立期間①は、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間の事業所である A 社において、申立人の厚生年金保険被保険者原票の前後 25 人のうち、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者に係る被保険者原票を見ると、22 人中 21 人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示を確認できるが、申立人には、当該表示が無く、一方、申立期間①の B 社に係る被保険者原票には当該表示が確認でき、当該脱退手当金は同社を最終事業所として支給さ

れていることになっていることを踏まえると、A社に係る被保険者期間のみを対象とした脱退手当金の請求手続は行われていないと考えるのが自然である。

また、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書を見ると、A社及び申立期間①の事業所に係る脱退手当金が、申立期間①の事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の昭和46年6月18日に支給された記録となっており、両事業所に係る厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とする脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人が記憶する脱退手当金の受給額ともほぼ一致することから、A社及び申立期間①のB社の被保険者期間について併せて受給したと考えるのが自然である。

さらに、前述のとおり、申立期間①の事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱支給済」の記載が確認できる上、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間①に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間①を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立事業所において、昭和44年3月1日に被保険者資格を取得し、46年4月26日に離職した後、同年7月10日に再度、資格を取得していることが確認できることから、申立期間②は雇用保険に未加入となっており、当該記録は、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の資格喪失日及び再取得日の記録と一致している。

また、上記の被保険者原票及びオンライン記録により、申立人は、昭和44年2月15日に健康保険番号*番で被保険者資格を取得し、46年4月27日に一旦資格を喪失した後、同年7月10日に再度、健康保険番号*番で被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の申立人に係る健康保険番号*番の被保険者原票により、申立人は、資格喪失日後の昭和46年4月28日に健康保険被保険者証を返納している記載が確認できる上、申立事業所において被保険者となっている申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間②のうち同年4月30日から同年7月21日まで、夫の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②において健康保険被保険者の資格を喪失したことにより夫の被扶養者となったものとするのが自然である。

加えて、申立事業所は平成17年2月1日に適用事業所ではなくなってい

るとともに、商業登記簿においても解散していることが確認できる上、同事業所で昭和55年10月から解散時まで代表取締役就任している申立人の夫は、申立期間②当時の資料は既に廃棄済みであるとしていることから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等の詳細を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2428 (事案 1563 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 6 月 1 日から平成 9 年 10 月末日まで A 社に勤務していた。
同社に勤務していた期間のうち、平成 2 年 8 月から 6 年 9 月までの期間について、昇給しているにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総支給額に比べて低く、納得できない。
今回、申立期間当時に勤務日数等を記載していた手帳が出てきたので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、i) 申立てに係る保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料を所持していない上、申立事業所は既に閉鎖されており、当時の事業主に文書照会を行ったが回答を得ることができず、当時の状況を確認することができないこと、ii) オンライン記録を見ても、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正されているなどの不自然な点はみられないこと、iii) 申立人は昇給しているにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額に昇給分が含まれておらず、実際に受け取っていた給与総支給額に比べて低くなっていると申し立てているところ、申立事業所において、申立期間に在籍していた被保険者の標準報酬月額を見ると、申立人と同じように標準報酬月額が変わらない者及び従前の標準報酬月額と 1 等級変動している者が多く見られるが、申立期間中に標準報酬月額が 2 等級以上高くなっている者も見られることから、申立事業所が申立人の標準報酬月額を意図的に低く届け出たことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことなどから、既に

当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間当時に申立事業所における勤務日数等を記載していた手帳を新たな資料として提出しているところ、当該手帳に記載されている賃金日額、給与日数、残業時間数及び休日出勤数を基に試算した額に申立人が基本給以外に支給されていたとする各種手当（皆勤手当、住宅手当及び通勤手当）額を加えて給与の総支給額を試算し、当該額を基に算出した各年の定時決定の標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで
私がA社で勤務した期間のうち、昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 1 日までの標準報酬月額は従前と同じ 6 万 8,000 円であるにもかかわらず、6 万 4,000 円と低く記録されている。
申立期間の給与額は覚えていないが、給与額が下がったことは無いので、従前の標準報酬月額と同じ 6 万 8,000 円に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の給与額は覚えていないが、給与額が下がったことは無い。また、当時、給与額が下がった従業員は、いなかった。」と供述しているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後に名前がある同僚及び申立人が名前を挙げた同僚の計 36 人のオンライン記録を見ると、申立期間に標準報酬月額が下がっている者は申立人を含めて 7 人おり、7 人全員が 1 等級下がっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえない。

また、申立事業所の後継事業所である B 社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている上、申立期間を含む前後 2 年間において標準報酬月額が下がっている者 8 人を含む同僚 12 人に照会したところ、回答があった 8 人のうち 7 人は、「申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を知らない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を

確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2430 (事案 1359 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和37年1月11日から38年12月30日まで
私は、昭和36年4月1日から38年12月末までA社に勤務した。

しかし、私の同社に係る厚生年金保険加入期間は、昭和36年4月1日から37年1月11日までしか無く、納得できない。

新たな資料は無いが、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所は既に適用事業所ではなく、同僚に対する調査によっても申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料控除について具体的な供述が得られないこと、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において申立人の名前は確認できず、健康保険番号に欠番は無いこと、iii) 申立期間の一部について、申立事業所とは別の3事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できること、iv) このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間当時の同僚として新たに3人の名前(2人は姓のみ)を挙げており、名前を挙げた同僚1人を含む同僚5人に照会したところ、回答のあった4人のうち3人は、申立人を覚えているとしているものの、いずれも申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入の有無についてはわからないと回答している上、申立人が名前を挙げた他の2人は、住所不明により、申立人の申立事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、ほかに申立人から申立期間に係る新たな資料の

提出は無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月 11 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 53 年 3 月 1 日から 54 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 49 年 9 月 12 日から 52 年 6 月 1 日まではA社に、また、同年 6 月 1 日から 55 年 6 月 21 日まではB社にそれぞれ継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している同僚等の供述から、時期は特定できないが、申立人は申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所における雇用保険の記録は、昭和 49 年 9 月 12 日に被保険者資格を取得し、52 年 5 月 6 日に離職となっており、申立期間①に係る記録は無い上、申立人は、当該離職に伴い、離職票の交付を受け失業給付を受給していることが確認できる。

また、申立事業所において、申立人と同様に、昭和 52 年 5 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者 22 人全員が、同年 6 月 1 日にB社において被保険者資格を取得しており、申立人と同様、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立事業所の当時の給与計算担当者及び経理事務担当者の供述から、申立期間①の厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことが推認できる。

加えて、申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和 49 年 9 月 12 日に申立事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得し、52 年 5 月 11 日に被保険者資格を喪失した記録とな

っており、これはオンライン記録と一致している上、同原票には、健康保険継続療養証明書交付記録欄に「氏名：本人、傷病名：同上、期間満了年月日：53.5.31、予告年月日：52.6.1」と記載があり、これは当時、健康保険厚生年金保険被保険者が資格喪失後に引続き療養の給付を受けようとする場合、資格喪失後10日以内に届書を提出することとされていたことから、申立人が被保険者資格を喪失した後に、健康保険継続療養証明書の交付申請を行ったことにより記録されたものであると考えられ、申立人は、申立期間①について厚生年金保険に加入していなかったことを認識していた可能性もうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人の雇用保険の記録では、申立人は、申立事業所において、昭和52年6月1日に被保険者資格を取得し、53年2月28日に離職した後、54年4月21日に再度、被保険者資格を取得し、55年6月20日に離職した記録となっており、申立期間②に係る加入記録は無い上、申立人は、53年2月28日の離職に伴い、離職票の交付を受けたことが確認できる。

また、申立人が記憶している申立事業所の当時の上司及び申立期間②の途中から申立事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「時期は覚えていないが、申立人は勤務していた期間の中で、一旦会社を退職してC社に移り、1年ぐらい後に戻ってきたことを覚えている。」「申立人は自分より後に入社した。」とそれぞれ供述している。

さらに、申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は2枚あり、1枚目の被保険者原票では、申立人は昭和52年6月1日に申立事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得し、53年3月1日に被保険者資格を喪失し、健康保険証を返還した旨の記録が確認できるとともに、2枚目の被保険者原票では、申立人は、54年4月21日に被保険者資格を取得し、55年6月21日に被保険者資格を喪失し、健康保険証を返還した旨の記録が確認でき、これら2枚の被保険者原票の資格得喪の記録はオンライン記録と一致している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 10 月に A 社に入社し、その後、同社子会社の B 社との間で異動を繰り返し、38 年 10 月末まで勤務した。しかし、A 社本社で勤務した昭和 36 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの 2 か月間の厚生年金保険の加入記録が欠けており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の当時の同僚一人の供述から、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所が保管する「保険台帳」を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者期間は昭和 34 年 10 月 26 日から同年 12 月 1 日までと記録されており、申立期間に係る記録は無い上、申立事業所は「申立人は、臨時工であり、昭和 34 年 11 月 30 日で退職扱いとされている。また、臨時工とは契約社員のことであり、正社員であれば職員辞令簿に記載があるはずだが、当該辞令簿に申立人は見当たらないことから申立人は 34 年 11 月 30 日で退職扱いとなっているのは間違いない。」としている。

また、申立事業所の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない上、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び D 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和 36 年 5 月 1 日に C 社において被保険者資格を喪失し、同年 7 月 1 日に D 社において被保険者資格を取得していることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

さらに、申立事業所は、申立期間における厚生年金保険料控除について不明としている上、申立人も、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除さ

れたことを証する給与明細書等を所持していないため、申立期間に係る保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 48 年 3 月 21 日まで

私が、A社に勤務していた昭和 46 年 6 月から 48 年 3 月までの給与支給額は、月額 5 万 2,000 円であったが、国の記録では標準報酬月額が、3 万 9,000 円とされており、実際の給与支給額より低くされているので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（3 万 9,000 円）が、当時の給与支給額（5 万 2,000 円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 46 年 6 月 1 日、同年 10 月 1 日及び 47 年 10 月 1 日において全て同額の 3 万 9,000 円と記録されており、これはオンライン記録と一致している上、同原票及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立事業所は、既に解散し、当時の事業主は死亡している上、申立人は、給与明細書等を保管していないことから、申立人に係る申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額等を確認することはできない。

このほか申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。